建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第 35 条及び第 41 条に基づく認定に係る技術的審査料金

※ 一戸建ての住宅 (単位:円)

単独申請	電子申請	36,000 円
	紙申請	41,000 円

(共用部分のない住宅数が1戸の併用住宅の住宅のみの評価を含む)

併願申請の場合は下記の通りになります。

設計住宅性能評価 ※5-1 等級 5 以上	電子申請 6,000 円		
5-2 等級 6 を取得しているものに限る	紙申請	11,000 円	
長期優良住宅認定技術的審査	電子申請	6,000 円	
文列後民任七畝足仅州門畬里	紙申請	11,000 円	
低出来 净效 物	電子申請	6,000 円	
低炭素建築物認定技術的審査	紙申請	11,000 円	
BELS ※UA 値 0.6 以下でかつ、再生可能エネルギーを	電子申請	6,000 円	
除いた BEI が 0.8 以下のものに限る。 それ以外は新規申請物件と同じ料金とする。	紙申請	11,000 円	
その他の省エネ制度を利用	電子申請	協議による	
ての他の有一个門皮を利用	紙申請	上記金額に 5,000 円を加算	
軽微な変更 (認定通知申請前の訂正も含む)	6,000 円		
文字間違い等の訂正による適合証の再発行	6,000 円		

- ※1 上表の料金はすべて税込みの金額となっています。
- ※2 併願申請の料金は、外皮計算及び一次エネルギー消費量計算が他制度と同じ内容の検討方法による場合に限ります。(申請内容が異なる場合は単独申請と同料金とします。)
- ※3 変更の内容が計画変更に伴う変更の場合、料金は上表の2分の1の額とします。
- ※4 直前の技術的審査を他機関が行っている場合の計画の変更は、新たに当該計画に係る技術的審査の依頼を受けたものとして上表に規定する額とします。
- ※5 適合証の再発行の料金は、1通につき6,000円(税込み)とします。

※ 共同住宅等(住棟) (共用部の一次エネルギー消費量計算の必要のない評価の場合) (単位:円)

評価対象面積 (全住戸の数)		基本料金		
併用住宅 (住宅数が1戸)		電子申請	45,000 円	
	(※共用部分を含んだ評価)		紙申請	上記金額に 5,000 円を加算
2~6 戸		電子申請	56,000 円 +(2,500 円×戸数)	
		紙申請	上記金額に 5,000 円を加算	
7~10 戸		電子申請	72,000 円 +(2,500 円×戸数)	
			紙申請	上記金額に 5,000 円を加算
11~20 戸		電子申請	87,000 円 +(2,500 円×戸数)	
			紙申請	上記金額に 5,000 円を加算
	21 戸具	以上	別途見積	
	設計住宅性能評価	5-2 全住戸で 等級 6 を取得	電子申請	合計金額の4分の1の額と します
	※ 5-1		紙申請	上記金額に 5,000 円を加算
	等級 5 を取得 しているもの に限る	5-2 全住戸中に1戸 でも等級6未満の 住戸が存在する 場合	電子申請	合計金額の2分の1の額と します
			紙申請	上記金額に 5,000 円を加算
	長期優良住宅認定技術的審査		電子申請	合計金額の4分の1の額と します
併願			紙申請	上記金額に 5,000 円を加算
願申請	低炭素建築物認定技術的審査		電子申請	合計金額の4分の1の額と します
			紙申請	上記金額に 5,000 円を加算
	BELS (住棟評価) ※全住戸が UA 値 0.6 以下でかつ、再生可能 エネルギーを除いた BEI が 0.8 以下のも のに限る。それ以外は新規申請物件と同じ 料金とする		電子申請	合計金額の4分の1の額と します
			紙申請	上記金額に <mark>5,000</mark> 円を加算
	その他の省エネ制度を利用		電子申請	協議による
			紙申請	上記金額に 5,000 円を加算
軽微な変更 (認定通知申請前の訂正も含む)		6,000 円		
文字間違い等の訂正による適合証の再発行		6,000 円		

共用部の一次エネルギー消費量計算を考慮した評価の場合

共用部の設備が照明設備のみの場合	30,000 円を加算
上記以外	別途見積

- ※1 上表の料金はすべて税込みの金額となっています。
- ※2 「共用部分のない住宅数が1戸のみの併用住宅(店舗併用住宅等)」は、一戸建ての住宅の額とします。
- ※3 他の申請との併願申請の料金は、外皮計算及び一次エネルギー消費量計算が他制度と同じ内容の検討方法による場合に限ります。(申請内容が異なる場合は単独申請と同料金とします。)
- ※4 対象建築物が「複合用途」となる場合は、別途見積とします。
- ※5 変更の内容が計画変更に伴う変更の場合、料金は上表の2分の1の額とします。
- **※6** 直前の技術的審査を他機関が行っている場合の計画の変更は、新たに当該計画に係る技術的審査の依頼を受けたものとして上表に規定する額とします。
- ※7 既存建築物において改修前後の評価をする場合は、上表の1.5倍を乗じたものとします。
- ※8 適合証の再発行の料金は、1通につき 6,000円(税込み)とします。

※ 非住宅建築物

(単位:円)

延べ面積	モデル建物法		標準入力法	
	工場モデル	その他	工場モデル	その他
A< 500 m²	60,000	110,000	150,000	280,000
500 m²≦A< 1,000 m²	80,000	140,000	190,000	350,000
1,000 m²≤A< 2,000 m²	100,000	180,000	230,000	420,000
2,000 m²≤A< 5,000 m²	120,000	220,000	280,000	500,000
5,000 m²≤A<10,000 m²	160,000	280,000	330,000	600,000
$10,000 \text{ m}^2 \leqq A < 20,000 \text{ m}^2$	200,000	340,000	400,000	720,000
20,000 m ² ≤A < 50,000 m ²	240,000	400,000	470,000	840,000
50,000 m²≤A	別途見積			

- ※1 上表の料金はすべて税込みの金額となっています。
- ※2 確認申請併願の場合は、確認申請用の申請図書と認定に係る技術的審査用の申請図書がそれぞれ必要となります。
- ※3 延べ面積の算定は、棟単位で料金を算定します。
- ※4 対象建築物が複合用途となる場合は、別途見積とします。
- ※5 低炭素建築物認定技術的審査、建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS) 申請と併願申請の場合は、上記表の料金によらず一律 10,000 円 (税込み) とします。ただし、同一の申請内容である場合に限ります。
- ※6 変更申請の審査料金は、変更内容に応じて別途見積とします。
- ※7 適合証の再発行の料金は、1通につき 6,000円(税込み)とします。